

後期高齢者医療被保険者証及び
限度額適用・標準負担額減
額認定証の更新について

北海道後期高齢者医療広域連
合から交付されている「被保険
者証」の有効期限は「平成23年
7月31日」となっていますが、
毎年8月1日現在の世帯状況、
前年の収入に応じた負担割合の
再判定を行い、判定の結果「1
割」または「3割」の負担区分
になります。つきましては、負
担区分が変更となった方には、
新しい「被保険者証」を7月中
に交付（郵送）いたしますので、
8月1日以降に医療機関に受診
される際には、新しい「被保険
者証」を窓口にご提示願います。
（古い被保険者証は返還願います。）
食事代の自己負担額の減額と
入院時の一部負担金が減額され
る「限度額適用・標準負担額減
額認定証」は、世帯全員が町民

税非課税の場合に申請により交
付されていますが、この「認定
証」の有効期限は「平成22年7
月31日」となっていますので、
現在お持ちの方で本年も対象と
なる方には、7月中旬に「認定証」
を交付（郵送）いたしますので、
8月1日以降に医療機関に入院
される際には、「被保険者証」に
添えて窓口にご提示願います。

国民健康保険入院時限度額及び
食事代減額の認定証について

医療機関に入院された場合、
診療に係る自己負担額とは別に
食事代（標準負担額）を医療機
関に支払うこととなります。国
民健康保険加入の方で、町民税
が非課税世帯の方は、申請によ
り食事代の自己負担額の減額と
入院時の一部負担金を限度額の
みの支払いとすることができ
る「国民健康保険限度額適用・標
準負担額減額認定証」の交付を
受けることができます。
また、町民税が課税世帯の方
は、入院時の一部負担金を限度
額のみ支払いとすることができ
る「国民健康保険限度額適用

認定証」の交付を受けることが
できます。

■申請に必要な物

- ・印鑑
- ・国民健康被保険者証
- （国民健康保険高齢受給者証）

国民健康保険高齢受給者証の
更新について

国民健康保険に加入している
70歳から74歳の方に交付されて
いる「国民健康保険高齢受給者
証」の有効期限が平成22年7月
31日で期間満了となります。
毎年8月1日現在の世帯状
況、前年の収入に応じて負担割
合の再判定を行い、判定の結果
「2割（平成23年3月31日まで
は1割）」または「3割」の負
担割合が記載された新たな「国
民健康保険高齢受給者証」が交
付されることとなります。
対象となっている方には7月
中に交付（郵送）いたしますの
で、8月1日以降に医療機関に
受診される際には、「国民健康
保険被保険者証」に添えて窓口
にご提示願います。

重度医療・ひとり親家庭等医
療・乳幼児医療受給者証の更
新について

北海道医療給付事業の各受給
者証の更新手続きについては、
申請手続きの緩和を図るため、
当初申請時に制度対象期間終了
までの所得状況の確認について
同意を得ていますので、医療保
険係にて所得状況を確認、判定
の上、該当となった方に対して
7月中旬に受給者証を交付（郵送）
いたしますので、8月1日以降
に医療機関に受診される際には、
「被保険者証」に添えて窓
口にご提示願います。

子ども虐待SOSテレホンを
開設しています

近年、児童虐待の事件事故が
全国で多発し、大きな社会問題
になっています。佐呂間町では
このような背景をうけて、子ど
もたちが健全に成長できる地域
環境をつくるために、子ども「虐
待」SOSテレホンを開設して
います。
子どもをたたいたりけったり

- ◆子どもを家に閉じこめている
- ◆子どもに食事をあたえない
- ◆子どもが病気ににかかっているのに病院へ連れていかない
- ◆子どもを外に閉め出している
- ◆子どもが病気をかかっているのに病院へ連れていかない
- ◆子どもに手をかけていない
- ◆子どもに「虐待」にふくまれます。

虐待を見たり聞いたりしたと
きはご相談ください。
また、命の危険性がある場合
など、緊急に連絡をしなければ
ならないときは、専用電話に連
絡してください。

子どもをたたいたりけったり

- 専用電話 2・1240
 - お問い合わせ
 - ◇役場保健福祉課
Tel 2・12212
 - ◇北見児童相談所
Tel 0157・24・3498
- または、地域の民生児童委員
か、子どもの通う学校や保育所
に相談してください。

口蹄疫

こう てい えき

侵入防止にご協力をお願いします

現在、国内において口蹄疫という家畜の伝染病が発生しています。
口蹄疫の原因となるウイルスは非常に伝染力が強く、畜産農場では感染を防ぐために、

1. 農場への関係者以外の立入制限
2. 畜舎や関係車輛のこまめな清掃・消毒の実施

といった対策を懸命に実施しております

皆様には、家畜の健康を守るため

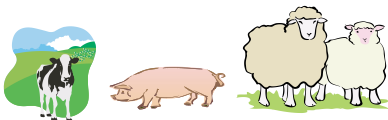
次のことについてご理解とご協力をお願いいたします

畜産農場へは必要がない限り立ち入らない

農場へ入る場合は、農場主の許可を得てから入る

各施設で行われている消毒への協力

※口蹄疫は偶蹄類（牛、豚、羊等）の病気であり、人に感染することはありません。



佐呂間町

問い合わせ先 農務課畜産係 Tel 2-1209

地デジの準備

お急ぎください！

アナログ放送は、通常の放送が2011年6月末に終了し、7月1日からの放送終了のお知らせ画面の表示を経て、7月24日にすべての放送が終了します。地上デジタル放送を視聴するためには、

①地デジ対応のテレビに買い換える

②地デジチューナーか地デジチューナー内蔵の機器を買い足す

す方法があります。

地デジの準備にあたり、「アンテナの買い替えは必要か」「個別アンテナで受信できるエリアか」など、地デジに関することならどのようなことでもデジサポへご相談ください。また、次の日程で佐呂間町内において「地上デジタル放送相談会」を開催しますので、お気軽にお越しください。

■相談会

○佐呂間コミセン会議室会場
7月28日・7月29日ともに
午前9時30分～午前12時

○若佐コミセン会議室会場

7月28日
午後1時30分～午後5時
○浜佐呂間活性化センター
会議室会場

7月29日

午後1時30分～午後5時

【お問い合わせ】

■デジサポ道北（旭川）
Tel 0166・30・0101

（いずれも平日9時～21時、
土日祝日9時～18時）

■相談会に対するお問い合わせ
Tel 0166・21・6450

嘱託職員募集のお知らせ

町では、特別養護老人ホーム増設に伴い、次のとおり嘱託職員の募集をします。

■募集職種及び人員

介護職員 4名

看護職員 1名

■応募資格

介護職員

介護福祉士またはホームヘルパー2級以上の資格を有する者

看護職員

准看護師以上の資格取得者

■申込方法

持参または郵送により履歴書、介護福祉士証

（ホームヘルパー証明書）

看護師免許証の写しを添付

■採用予定年月日

平成22年10月1日

■申込期限

平成22年8月10日

【申込及びお問い合わせ】

佐呂間町役場総務課総務係
Tel 2・1212

町営住宅の空家状況

6月18日現在の町営住宅空家状況をお知らせいたします。入居申込等詳しくは、建設課管理係（Tel 2・1210）までご連絡ください。

■西富団地

2階3LDK（2階）1戸

15, 400

2階3LDK（1階）1戸

15, 600

2階2LDK（2階）1戸

14, 100

2階2LDK（1階）1戸

14, 600

■浜佐呂間第3団地

2階3LDK（1階）1戸

17, 600

■若里団地

1階3DK 1戸

■栄団地

9, 100 ※

この度、三栄通商（株）社長小林邦義氏の会長就任に際し、保育所の備品購入事業に役立ててくださいと、福祉事業基金に100万円の篤志寄付がありました。大変ありがとうございました。



篤志寄付

2階3LDK（1階）1戸

15, 300 ※

※印は、60歳未満でも単身入居が可能な住宅です。

ご寄付

ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

川 西 本田 義一 さん

永代 町 小川 正枝 さん

西 富 高田 能夫 さん

若 里 赤沼 悟 さん

▼社会福祉事業に対して
幌 岩 三管 チエ子 さん

北見児童相談所からのお知らせ

「家庭のぬくもりを求めている子どもたちのために里親になりませんか」

私たちの身近には、さまざまな事情により家庭と一緒に暮らすことができない子どもがいます。北見児童相談所では、こうした子どもを家族の一員として温かく迎え入れ、子どもの心身の成長を支えてくれる「里親」を求めています。

●里親になるために特別な「資格」は必要ありません。

●里親として養育する期間は数日間から数年間までさまざまです。里親の家庭の状況や子どもに対する希望及び子どもの希望などを考慮して、児童相談所が子どもの養育をお願いします。

●里親の種別、子どもの状況により里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などの養育費が支給されます。

里親の申し込みは、年間を通して、いつでも受け付けています。希望される場合は、北見児童相

談所か役場保健福祉課社会福祉係までご連絡ください。

【お問い合わせ】

■北見児童相談所地域支援課
北見市東陵町36番地3

Tel 0157・24・3498

■役場保健福祉課社会福祉係
Tel 2・1212

北海道苦情審査委員制度のお知らせ

お知らせ

「北海道苦情審査委員制度」のご利用を！道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。なお、個人情報保護には十分配慮します。

☆苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各総合振興局（振興局）の「道政相談室」です。

☆制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しております。苦情の窓口へ

連絡してください。

☆道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口・道政一般からご覧ください。

☆苦情の申立て方法は、所定の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

■お問い合わせ

●北海道総合政策部知事室

道政相談センター

札幌市中央区北3条西6丁目

Tel 011・204・5022

Fax 011・241・8181

メールアドレス

kujyou.koueki@pref.hokkaido.jp

lgip

ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

●各総合振興局（振興局）

地域振興部総務課道政相談室

ふるさと会との交流と特産品のPRをしてみませんか？

東京サロマ会では、毎年10月中旬に開催される「東京都江東区民まつり」において、佐呂間

町産のホタテや南瓜などの特産品を販売し、首都圏においてふるさとの特産PR活動を行っており、町も協力を行うとともに、東京サロマ会の方々と交流を深めています。東京サロマ会が行う江東区民まつりでの物産販売に参加し、ふるさと会との交流はもとより、わがまち「サロマ」の特産品のPRをしてみませんか？

参加を希望される方には、「佐呂間町ふるさとまちづくり振興事業」から参加費用への助成もありますので、次の募集要領を参考に企画財政課企画係までご連絡ください。

【募集要領】

■開催場所

東京都江東区 都立木場公園

■開催日時

江東区民まつりは、例年10月の第3土曜日（日曜日）にかけて開催されています。

（3泊4日の日程）

■募集対象者

町内在住者（学生を除きます）

■募集人数

5名以内

■補助金

参加に要する交通費、宿泊費の2分の1

（予算の範囲内で、最大3泊4日分までが助成の対象となります。）

※自己負担額は、4万円程度となる見込みです。

※宿泊等は、申込みされた後に町で手配します。

■募集締切

平成22年7月30日（金）

【お問い合わせ】

企画財政課企画係

Tel 2・1214

海上保安学校学生募集

求む！道産子海上保安官！！

海上保安庁では、次のとおり海上保安学校学生採用試験を実施します。

■受験資格

平成23年4月1日現在で24歳未満の者、高等学校卒業、高等専門学校3学年課程修了者、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者（平成23年3月卒業見込み者を含む）

■申込受付期間

平成22年7月20日～8月3日

■当日消印有効

当日消印有効

■第一次試験

平成22年9月26日

(教養試験・学科試験等 受験課程により異なります)

■試験地

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市(道内)

■合格発表

平成22年10月13日

■採用(入学)日

平成22年4月上旬

■採用課程及び予定者数

○船舶運航システム課程(航海・機関・主計コース) 約110名

○情報システム課程 約40名

○海洋科学課程 約10名

○航空課程 約10名

採用されると、平成22年4月上旬に京都府舞鶴市にある海上保安学校に入学し、1年間(情報システムは2年間)、海上保安官として必要な教育を受けます。卒業後は各管区の巡視船艇等に配属され、海上保安官として各種業務に従事することとなります。

【お問い合わせ】

紋別海上保安部管理課

紋別市港町5・3・10

Tel 0158・23・0118

○携帯電話用学生募集サイト、

学生募集・海のイベント情報満載のメルマガを始めました。

ホームページ

<http://www.kahio.mlit.go.jp/Oikanku/>

「網走地方気象台施設見学会」

開催のお知らせ

網走地方気象台では、毎年、気象知識の普及・啓発を目的に一般の方々を対象に施設見学会を開催しています。皆様のお越しをお待ちしています。

■開催日時

平成22年7月24日

午前10時～午後3時

入場無料・事前申し込み不要

■開催場所

網走地方気象台

網走市台町2丁目1の6

駐車場あり

■内容

○施設見学、観測機器展示、パネル展示、地上気象観測、航空気象観測、地磁気観測などについての説明(10時～3時の随時)
○実験教室(10時30分～11時、1時30分～2時)

来場された方には生まれた日の「お天気カード」を差し上げています。

■その他

雨天でも行ないますが、重大な災害の起こる恐れのある場合は中止することもありますのでご了承願います。

【お問い合わせ】

網走地方気象台総務課

Tel 0152・44・6891

ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/abashiri/>

野生大麻の撲滅にご協力ください！



■大麻とは？

大麻とは、クワ科の一年草で、草丈が1.5m～3mにも成長し、古代から繊維用として栽培されてきました。現在では「大麻取締法」によって、栽培や所持することが禁止されている植物です。

■大麻摂取による影響は？

精神的な影響により普通の社会生活が送れなくなるばかりか、摂取を止めても後遺症が長期にわたって残ってしまいます。身体的な影響としては、免疫・生殖等異常がおきますので、軽い気持ちで始めたことが一生の問題となってしまいます。

■大麻取締法について

この法律により、大麻は免許を受けなければ「栽培」や「所持」することができず、これらの行為をすることで、懲役や罰金に処されます。

■野生大麻撲滅の必要性

大麻とは、社会的に大きな影響をもたらす植物であることから、国の方針を受け北海道でも、野生大麻が自生している土地所有者(使用者)自らが除去することを推進しています。野生大麻による犯罪防止のためにも、野生大麻の撲滅には、皆さんの地道な活動が不可欠となりますので、ご協力をお願いします。また、佐呂間町は、野生大麻の自生数が多い地域となっており、野生大麻の除去を地道に行なわなければ、年々その数は増える一方となり、犯罪の原因ともなります。

■除去するときの注意

野生大麻を発見した場合は、保健所、警察または役場に連絡のうえ、指示に従って除去してください。安易に野生大麻を除去した場合、誤解を招くことがありますので慎重に行なうようにしてください。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

忘れずに

7月は

国民健康保険税 (第1期)

介護保険料 (第1期)

後期高齢者保険料 (第1期)

固定資産税 (第2期)

の納期です。忘れずに！！